

保護者の皆さまへ

豊田市教育委員会

就学援助制度の申請について**1 就学援助制度とは**

この制度は、小・中学校に就学しているお子さんがいる保護者のうち、経済的な理由で学校へ通学させるのにお困りの方に学用品代などを援助し、円滑に教育を受けていただくためのものです。

2 援助を受けることができる方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護が停止又は廃止された方
- (3) 経済的にお困りの方（所得の合計が豊田市の定める基準以内の家庭）

3 所得の目安

世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
所得 (収入)	2,096 千円 (3,255 千円)	2,764 千円 (4,131 千円)	3,393 千円 (4,916 千円)	3,762 千円 (5,379 千円)	4,328 千円 (6,084 千円)

※所得とは、給与所得者の場合は源泉徴収票の給与所得控除後の額です。

※同一世帯員（単身赴任等別居だが同一世帯とみなす方を含む）の所得を合算します。

※所得の目安は、生活保護基準額の変更に伴い改正します。

※上記の他、家庭状況等によって認定できる所得の額が変わります。

4 申請方法について

あいち電子申請システム（Graffer）により電子で申請を受け付けます。

電子申請が難しい方は、紙で申請書を提出することもできます。

【電子申請の場合】

右記の QR コードを読み取り、システム上で申請を行ってください。

- ・「新規登録またはログインして申請」、「アカウント登録せずにメールで申請」はどちらでも構いません。
- ・「新規登録またはログインして申請」を選択した場合は、申請途中での一時保存が可能となります。また、書類不備で差し戻しがあった場合に以前の申請を複写（30日以内）して再申請することができます。
- ・申請完了のメールが届いたら、申請完了となります。



- ・申請完了後、申請内容の変更はできません。注意して入力してください。
- ・詳しい申請方法は、豊田市教育委員会学校教育課のホームページの「電子申請のマニュアル」を御確認ください。
- ・電子申請システムは、デバイス（スマートフォン・パソコン等）の翻訳機能に対応しています。
- ・子どもが複数いる場合も、1回の申請で全員分の申請ができます。

◆申請内容及び受付状況の確認

申請完了メールに記載の URL を開くと、申請内容及び受付状況を確認することができます。

ステータス	状況
受付済	申請書提出済です。
処理中	教育委員会が申請書を確認中です。
完了	申請書の確認完了。学校を通じて認定結果を通知します。
差し戻し	申請に不備があります。メールを御確認ください。
取下げ	就学援助申請の取下げ（「受付済」状態の場合のみ取下げが可能）

電子申請の各種方法（申請・内容確認・受付確認・不備修正）の詳細は、
豊田市教育委員会学校教育課ホームページを御確認ください。



【ホームページ】

【紙申請の場合】

紙の申請書での申請を希望される方は、以下の場所で申請書を取得し、提出してください。

◆紙の申請書の配布場所・申請場所

場 所	配布	申請
(1) 教育委員会 学校教育課 (豊田市役所東庁舎 6 階)	○	○
(2) 益富中学校 HP よりダウンロード 申請は学校（事務）へ紙を提出	○	○
(3) 豊田市教育委員会学校教育課 ホームページ 	○	

認定を希望する方は、別紙の「就学援助申請書」に必要事項を記入し必要書類を添えて、提出してください。兄弟姉妹がいる場合は、世帯で 1 枚提出してください。

認定結果については学校を通じてお知らせします。

新 1 年生の新規申請期限は、令和 8 年 4 月 9 日（木）までです。
この日を過ぎると「新入学児童生徒学用品費」は支給されません。

5 支給費目

- 1 学用品費 2 通学用品費 3 校外活動費 4 新入学児童生徒学用品費
5 修学旅行費 6 自然教室費 7 医療費（う歯、寄生虫病などの特定疾病）
8 通学費

※ 就学援助の認定を受けられた方は、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）参加費負担金が免除の対象になります。詳しくはこども・若者政策課でおたずねください。

6 支給方法

申請の口座に振り込みます。ただし、特別な事情のある場合は現金で支給します。

7 その他

申請書だけでは認定できない場合は、担当地区民生委員・児童委員の家庭状況調査が必要になります。

就学援助が認定された場合、担当地区民生委員・児童委員に情報提供をしますので、ご承知おきください。

民生委員・児童委員とは、

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の立場に立って活動します。

地域の子どもたちが元気で安心して暮らすことができるように、地域の見守りや、子育ての不安などの相談支援を行なっています。秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

問合せ・郵送先

〒471-8501

豊田市西町3-60（東庁舎6階）

豊田市教育委員会 学校教育課 就学援助担当

電話 0565-34-6661 FAX 0565-31-9145

